（２）いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

１　いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

２　いじめの防止に向けた学校組織体制について

(1) いじめの定義

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策基本法）

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、**「青木小学校いじめ防止基本方針」**を定める。

イ「いじめ・不登校問題対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する「いじめ問題対策委員会」を設置し、月**１回、定期的に開催する。**　尚、スクールカウンセラー来校時は、随時開催する。

ウ 学校の取組状況の評価と検証

「いじめ不登校対策委員会」において、学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を　評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い連携強化に努める。

オ 適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「いじめ不登校対策委員会」において行う。

３ いじめの防止のための具体的取組について

(1) いじめを生まない教育活動の推進

ア 人間関係スキル育成の取組の推進

①子どもの願いを取り入れた理想の学級を確認→学級目標の設定→学級目標達成のためのルール設定（暗記できるように５つ以内にする）とリレーションの確立を図る。

②インターネット環境を上手に利用し学習の場を広げると共に、ネットの危険性について学級指導をしたり、親子で学ぶ講演会を実施したりしてメディアリテラシーを育てる。

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

①「小学道徳」を中核に据えた授業を推進する。

②対話が深められるような授業を展開し、トータルとして自己を見つめられるようにする。そのために、授業形態や資料提示、板書の工夫をする。

ウ 基本的生活習慣や規範意識の育成

①「あおきっ子」を声に出して唱え、定着を図る。※学期毎に評価する。

②家庭と協力した「早寝早起き朝ごはん」の徹底を図る。

エ いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

①学級・学校を子どもにとっての「社会」にし、よりよい生活や人間関係の築き方を体得させるため、学級会や児童会活動、クラブ活動の指導の充実を図る。

②協力的な人間関係ができるように異年齢集団活動を効果的に展開する。

オ 児童の自治活動の推進

①運動会等の体育的行事や委員会活動を通して、学校全体の運営に携わる体験を仕組む。

カ　児童の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

①表層的な１回の体験ではなく、多様に、場を変えて同じような「ひと・もの・こと」の関わりのある体験を重ねていく。

(2) いじめの早期発見

ア　いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。

イ「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に１回）及び「いじめに特化したアンケート簡易版（仲良しアンケート）」（月１回）を実施する。また、１０月の市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。

ウ　児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（学期に１回程度）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

エ…「いじめ、不登校は教師の見えないところで起こる」と考え、観察だけでなく学級集団分析尺度調査（QU）等を必要に応じて実施し客観的データーをとる。

オ… 月１回の小・中連携の機会を活かし、子どもの視点、子どもの立場に立った話合いを通して現状の子どもの実態把握に努める。

カ… 子ども一人一人との対話、学級での会話、子どもの声・話を傾聴することに努める。

(3) いじめの早期対応

ア　いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ問題対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。

ウ　学校がいじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対し

て教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ　学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ　学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ　具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

ウ　家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

(5) 教員研修の充実

ア　年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ　夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ　「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的に実施する。

エ　授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ　教員と児童及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

ア　保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ　家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、

家庭用リーフレットを配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ　福岡県ＰＴＡ連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進めることに努める。

４　重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命･心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1)　重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。

(2)　市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。

(3)　上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

(4)　いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。

(5)　学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

(6)　当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。